

傍 聴 要 領

県内水道経営検討委員会

1 傍聴手続

(1) 会議の傍聴を希望する方は、会議開始予定時刻までに、会場受付で氏名等を記入し、委員会の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。

なお、酒気を帯びていると認められる方や、人に危害を加えるおそれのある物を携帯している方は入場していただくことができません。

(2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。

2 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

(1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。

(2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。

(3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。

(4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。

(5) 携帯電話、PHS、ポケットベルその他これらに類するものは、使用できないよう電源を切ること。

(6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

(1) 傍聴者は、会議を傍聴する場合は、係員の指示に従ってください。

(2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただくことがあります。

4 報道関係者の傍聴

報道関係者は、原則として会議の写真撮影、録画及び録音することができますが、会議の運営上、支障が生ずる場合には、会長は、これを制限することがあります。